

（ 開会 午前10時00分 ）

〔3番 谷口敬信 登壇〕

## ○3番（谷口敬信）

皆様、おはようございます。それでは議長のお許しがいただけましたので、一般質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行して約1か月半が経過し、生活の中での経済、ビジネス、飲食、旅行等も3年前に戻りつつ、人の移動・交流も増えてきました。以上のことを踏まえて大きく2点の一般質問に入らせていただきます。

それでは1点目、外国人技能実習制度について3点お伺いいたします。労働者不足に伴い、外国人技能実習制度は2017年に技能実習法が施行され、日本での実習期間は基本3年、最長で5年です。日本国内において、技能や技術、知識を身につけた外国人が発展途上である母国で経済発展に寄与できるようにサポートするのが最終目的になっています。つまり、国際協力を推進するための一環ということになります。

そんな外国人技能実習制度は、技能実習生が国内の企業や個人事業主と雇用契約を結び、様々な技能や技術、知識を身につけられるように支援する制度として多くの企業や個人事業主が利用しています。技能実習生の出身国では身につけることが難しい技能や技術、知識を身につけ、熟練できるようサポート体制を整えておく必要があります。

令和4年度、日本国内の外国人技能実習生は約32万5,000人で、飛騨市内では現在74人の技能実習生を含む外国人材の皆様が働いていらっしゃいます。こうした外国人実習生の皆様が地域でトラブルなく、安心して暮らし、働くことができるよう、日本の文化や生活を知っていただく教育指導を母国での送り出し教育として6か月程度受講され、また、日本入国後には日本語、生活習慣、警察、消防、その他法律について1か月程度集団生活の中で様々な勉強をされるということです。

私は6月6日、古川町杉崎地区の北日本国際事業協同組合の飛騨講習センター長、見廣氏に話を伺ってまいりました。当日は20人程度の新規の技能実習生が台湾出身の女性寮長兼指導者のもと研修中でありました。また、事業主の皆様も外国人技能実習生に対し多額の経費、渡航費・研修費用・諸経費を算出されておられます。

以上のことを踏まえてお尋ねいたします。

（1）飛騨市内の事業所で働く外国人実習生は、国籍別の人数についてお尋ねいたします。

（2）補助金制度拡充について。令和5年度飛騨市外国人技能実習生等補助金制度は、以下の4項目があります。①雇用通訳支援事業補助制度。事業所の業務効率改善を目的とし、生活指導に伴う通訳派遣や日本語授業費用の一部を補助するものであります。②面接旅費等補助金制度。市内事業者が、外国人を雇用する際の費用の負担を軽減することを目的とするものです。③空き家等社宅化支援補助金制度。市内で働く外国人の住まいの確保と同時に、空き家増加の問題解消を目的とするものです。④就職奨励金制度。外国人同士のネットワーク内で飛騨市の印象を良くし、飛騨市を就業地に選んでもらえるものです。上記の①から③に関しましては事業主の補助金制度でありまして、最後の④の就職奨励金制度のみが外国人技能実習生を対象と

した補助金であり、助成内容は年額1万円の奨励金を最大3年間交付するものです。また、円安で物価高の日本国内の就業希望者が、過疎地に近い飛騨市を就業地に選んでいただけた外国人技能実習生に対しての補助金の拡充について、以下のように考えてみました。⑤飛騨市就職奨励金制度の拡充です。これは飛騨市の人口増加及び安定促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち、要件を満たす方に対しての奨励金7万円となっています。これを利用して、金額はともかく外国人技能実習生を対象に加え拡充してはいかがでしょうか。飛騨市の見解をお示しください。

(3)生活サポート支援について。①外国人実習生等業務支援員（無料相談）となっていますが、職場や病院での通訳、日本語の指導、電話での対応等、様々な場面での相談できる支援員としてインドネシア人のエン・ジャスミンさんと、ベトナム人のグエン・テイ・トウイ・アンさんの2名が任命されています。②飛騨市外国人材コミュニティセンターの設置。令和4年5月より北日本国際事業組合飛騨講習センターの一部を、月に2回、日曜日の午前9時から午後4時の時間帯に市内で働く外国人材の皆様が交流できる拠点「飛騨市外国人材コミュニティセンター」を活用することになりました。事前予約が必要ですが、用途に応じて無料で利用できます。

上記の生活サポート支援についてお尋ねします。①外国人支援員2名の方は飛騨市と高山市の事業所にお勤めだと聞いていますが、職場、病院やその他外出先での緊急の場合、携帯電話での連絡または現地への派遣には対応していただけるのでしょうか。②昨年度のコミュニティセンターの利用実績についてお尋ねします。

1点目は以上です。よろしくお願ひします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

畑上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、外国人技能実習制度についてお答えをいたします。

まず1点目の、市内の事業所で働く技能実習生につきましては、令和5年5月31日現在、合計64名の方がいらっしゃいまして、国籍の内訳はベトナムが50名、インドネシアが13名、カンボジア1名となっています。

次に、2点目の補助金制度の拡充についてお答えいたします。外国人技能実習生に対する就職奨励金制度は、平成30年に創設したのですが、もともとは議員ご提案のように、飛騨市就職奨励金制度を外国人にも適用できないかというところから検討を始めました。しかし、その中で、将来ともに継続的に雇用され飛騨市に居住して企業を支える人材と、一定期間の技能実習を目的とする外国人技能実習生を同一に扱うことは難しいと考えました。そこで、基本実習期間である3年間という期間に着目し、毎年1万円を3年、計3万円とした上で、その給付方法も毎年の慰労金的な位置づけとして1万円ずつ交付することとしたものです。この金額であ

れば、就職奨励金ともバランスが取れるものと考えています。なお、こうした外国人技能実習生に対する補助金は、全国的に見ても珍しい制度であります。今後も外国人労働者の方々に飛騨市を選んでいただけるような施策を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の生活サポート支援についてお答えいたします。1つ目の外国人技能実習生等業務支援員につきましては、2名とも定職をお持ちの方で、自身の業務に支障のない範囲で、技能実習生が仕事や生活の中で感じておられる悩みや不安を相談できる役割として任命をしているものです。このため、緊急時の場合に必ず対応できる制度ではありませんが、緊急の事態があった場合のために事前に事業所内において対応方法を調整の上、業務支援員や監理団体に協力依頼をいただく形での対応を想定しています。具体的には、前段の理由から、緊急時の突発的な対応は難しいものの、技能実習生等の通院同行やトラブル対応については、可能な限り現地への派遣にご協力いただいております。直近の実績では、令和5年5月に市内で働く外国人材から詐欺被害の相談が寄せられたため、外国人材本人と業務支援員、市職員により飛騨警察署への同行を実施いたしております。

2つ目の飛騨市外国人材コミュニティセンターにつきましては、外国人材と地域住民との交流の深化を図る目的で令和4年5月から7月の日曜日に期間限定で開設しまして、外国人材の利用者は2事業所で計5名でした。外国人材の利用が低迷した理由といたしましては、外国人材及び所属する事業所の経営者から、「週に1回の休みは買い物や掃除に充てたい。」「天気の良い日は外で運動したい。」との声が上げられています。そのような声を受けまして、地域との交流のあり方を再検討いたしまして、令和4年11月には神岡町において料理教室を開催。外国人材に負担のかからない形で地域住民との交流を実施しています。今年度は総合政策課で計画しています。多文化共生の推進事業とも連携しながら、さらなる交流を続けてまいりたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧なご説明どうもありがとうございました。外国人実習生として一固まりで考えるのではなくて少し分けて考えますと、1号から3号に分かれていまして、第1号は実習1年目、第2号は実習2年～3年、第3号が4年～5年に区分されます。また、特定技能は2号、技能実習を良好に終了し、つまり3年たった後、試験に合格した場合に取得できる残留資格と、神岡町のたんぼぼ苑に就業されていらっしゃる介護福祉士等の資格を取得された残留資格と2点あります。

以上のことから、飛騨市に3年ではなくて5年以上、それ以上に残留していただくことにより、多少ですが人口の増加にもつながりますし、労働力不足を補っていただける外国人を増やすためにも、説明がございましたが、例えば5年たつたとしても3年たつたとしてもいいのですが、市民の就職奨励金みたいな制度をちょっと復活していただいて、飛騨市の特有の制度であります。優遇をしていただけるとありがたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

## □商工観光部長（畑上あづさ）

人材不足が深刻化していく中において、外国人労働者に長く活躍していただくことは当然重要なところであると思っています。ただ、今、国のほうでも外国人技能実習生や特定技能の制度が、実際、発展途上国への技術移転という建前の目的があるものの、日本での労働力の調整手段として使われていることの実態を踏まえまして、制度の見直しを進められているところです。そういったところも見極めながら、今までどおり飛騨市に勤めていらっしゃる外国人材の皆様が働きやすく過ごしやすい環境を整えるために、できる支援を検討していきたいと思っています。

## ○3番（谷口敬信）

私も今年10月ぐらいに法が改正されるということを耳にしていますので、またその折、いい方法がありましたら、ぜひ外国人材の方を優遇していただける制度を考えていただければありがたいと思います。

それから、生活サポート支援について1点お伺いします。緊急時に外国人支援通訳が現地に行けないということでしたが、仕事を持っていらっしゃるということで、緊急時に働いていらっしゃる支援員の事業主のご理解をいただいて、例えば消防団員のように位置づけて、かなり緊急なときに限るかもしれませんが、ぜひ、そういった方向に位置づけるように商工会を通してお話をいただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。また、特別緊急ということは、今までそういう例がありましたでしょうか。

## ◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

## □商工観光部長（畑上あづさ）

ただいまご質問のありました特別な緊急事態というのは、この2年間、そういった例はございませんでした。先ほど申し上げた詐欺被害の相談以外では、1件、外国人材が自転車に乗っていらっしゃるときに軽い接触事故のようなことがありまして、その現場検証のときに業務支援員に立ち会っていただいたということもございます。当然、特別緊急事態ということが全くないわけではありませんけれども、そういった事態が起きた場合は、なるべく対処できるように業務支援員の状態が許すのであればすぐに来ていただくなど、そういった対応はしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

## ○3番（谷口敬信）

いろいろとご協力していただけるということですので、今回の質問に関してはこれで終わらせていただきます。

それでは、2点目の一級河川宮川河川改修事業の推進について1点お尋ねいたします。

6月に入り梅雨前線が活発な動きを見せ、地球温暖化現象により線状降水帯が発生しやすい時期を迎えており、山林の荒廃による影響なのか、多少の降雨で以前と比較しまして川が増水し、濁水になる宮川の河川改修事業について再度取り上げさせていただきました。

19年前の2004年の台風23号による水害を契機に、古川町内宮川右岸より袈裟丸・末高区、宮川左岸より下野・谷区で構成される「古川盆地宮川下流域を水害から守る会」が約240世帯で結成され、水害を風化させないよう河川の清掃のほか、関係機関への要望活動に取り組んでおら

れます。

去る4月23日、日曜日、同会の定期総会が古川町下野総合研修センターで開催されました。来賓として布俣県議会議員、飛騨市都竹市長、岐阜県古川土木事務所河川砂防課長、飛騨市基盤整備部建設課長と私が参加させていただきました。古川土木事務所河川砂防課長のスライドを使った宮川河川工事の概略の説明と進捗状況、災害時の対応策等の説明があり、最後に同会、中田会長から古川土木事務所へ要望書が提出されました。

都竹市長の挨拶及び河川砂防課長の説明会の中でのお話ではありましたが、宮川支流の荒城川は、2012年度から管理開始の丹生川ダムにより、マックス毎秒70立米の洪水調整を行うことができるようになったことで、単純に河川の幅が100メートルで70センチメートルの水位の低下につながります。飛騨市から高山市における宮川本線支流の河川改修及び河道整備、河床掘削事業もほぼ完了していることありますが、令和9年完成予定の中部縦貫道路、高山ICから丹生川IC間の開通に伴う雨水排水の宮川への流入等を考慮しても、飛騨市内を流れる宮川の水位が50センチメートル程度低下するとの説明がありました。また、高山市内の江名子川上流において調整池の整備計画も進んでいることもあり、多少安堵しています。

しかしながら、先日の総会での18年間の河川敷清掃作業と要望活動継続の地元の熱い思いを受け止めた上で、また、同会、中田会長からの強い要請を受け、3月議会の一般質問に続き再度お尋ねいたします。

事業完成までのプロセスについて。3月議会の一般質問では「令和2年度に国の大規模特定河川事業に採択され、完成までにおおむね10年。」との回答でございました。つまり、おおむね令和11年度完成見込みになりますが、用地買収、移転補償、護岸工事の着手から完成までのプロセスについて、分かる範囲で具体的にお示しください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、宮川河川改修事業の完成までのプロセスについてお答えいたします。

現在、古川町谷地内において進められている一級河川宮川河川改修事業につきましては、前回の3月議会でお答えしたとおり飛騨地域管内で進められている河川改修事業の中でも優先度は非常に高く、早期に流下能力を高める必要がある箇所であることから、令和2年度に国の大規模特定河川事業として採択され、現在、岐阜県において一部築堤工事に着手をするとともに、用地買収及び物件補償について所有者と鋭意交渉を進めていただいているところです。

お尋ねの事業完成に向けたプロセスにつきましては、まず必要な河川用地を確保するために所有者の同意をいただき、用地買収及び物件移転補償契約を締結し、契約に基づいた物件移転と土地登記が完了した後、築堤及び護岸工事を進めてまいります。事業期間につきましては、改めて古川土木事務所に確認したところ、前回の答弁のとおり採択からおおむね10年間で変更はないとのことです。

議員ご指摘のとおり、「古川盆地宮川下流域を水害から守る会」をはじめ、地域住民からの強い要望と熱い期待をいただいていることにつきましては、先日、県庁幹部が現地視察をされ

るなど岐阜県として大変重く受け止めており、市としましてもこれまで同様、何としても事業を完成させるべく全面的に協力してまいります。

しかしながら、様々な課題が依然として残っており、現時点では今後の具体的スケジュールにつきましてはご説明できる状況にはないのが実情であり、この点につきましてはご理解くださいますようお願いいたします。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

3月の議会よりも、県のときの話以降の話ですけど、県の方がいらっしゃって、現地視察をしっかりされていかれたということで、市長のお話を総会の中でも聞いていて、僕は熱意がすごく伝わってきました。僕自身が新型コロナウイルス感染症でこの総会がなかったということも含めて知らなかったです。そういった会をずっとやってこられたという、それを踏まえて、くどいようですが今回また同じような質問をさせていただきました。

ただ、私の知る限りですけども、飛騨市地場産業の大切な建設関連の2事業所に関してちょっとお話を伺ってきたのですが、移転補償等の金額のずれとか、そういったことでやはり一番のネックはあそこではないかと言っておられましたので、それを市のほうへ投げつけてもどうしようもないと思うのですが、その点は特に留意されて、今後、県とのお付き合いを十分になされてもらえれば幸いです。よろしくようお願いいたします。

地元有志団体の「古川盆地古川下流域を水害から守る会」、先ほどもお話しましたが、私本当にこの会があることも知らなかったもので、会長の中田さんをはじめ240世帯の皆様が地道な活動をされていることを、再度、飛騨市民の皆様を知っていただきたいと思い3月の議会に引き続きこの壇上に立たせていただきました。

飛騨市としても、早期完成に向けて岐阜県と両事業所の、特に移転交渉等の解決に向けてお力添えをいただきたいと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。

特にこの場所は、今ある工場は向いのところに移転工事が造成だけ終わっているみたいですけども、もう1点の組合のほうですが、移転先が私の地元の中野に候補があがっていますので、その辺はいつ頃というか、特にそういったことを地元の方も心配していらっしゃいますので、何卒、第一優先に今後ともよろしくようお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で3番、谷口議員の一般質問を終わります。